

事業場の衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

ただし、衛生管理者及び産業医の選任の特例はないものとする。

- (1) 常時 500 人を超え 1,000 人以下の労働者を使用し、そのうち、深夜業を含む業務に常時 30 人以上の労働者を従事させる事業場では、衛生管理者のうち少なくとも 1 人を専任の衛生管理者としなければならない。
- (2) 常時 1,000 人を超え 2,000 人以下の労働者を使用する事業場では、4 人以上の衛生管理者を選任しなければならない。
- (3) 常時 50 人以上の労働者を使用するゴルフ場業の事業場では、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を選任することができる。
- (4) 常時 1,000 人以上の労働者を使用する事業場では、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。
- (5) 衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、その氏名等を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

2

関係法令

令和7年度 10月問題2

B

衛生管理者が管理すべき業務として、法令上、定められていないものは次のうちどれか。

ただし、次のそれぞれの業務のうち衛生に係る技術的事項に限るものとする。

- (1) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (2) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- (3) 少なくとも毎日1回作業場等を巡視し、衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること。
- (4) 化学物質等による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- (5) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

衛生委員会に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 衛生委員会の議長を除く委員の半数については、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。
- (2) 衛生委員会の議長は、原則として、総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した委員がなるものとする。
- (3) 事業場に専属ではないが、衛生管理者として選任している労働衛生コンサルタントを、衛生委員会の委員として指名することができる。
- (4) 作業環境測定を外部の作業環境測定機関に委託して実施している場合、当該作業環境測定を実施している作業環境測定士を、衛生委員会の委員として指名することができる。
- (5) 衛生委員会の付議事項には、長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関することが含まれる。

令和7年度 10月 解説

問題 1

正解：(1)

- (1) 誤りである。

常時 500 人を超える労働者を使用し、特定の業務に常時 30 人以上を従事させる事業場においては、衛生管理者のうち少なくとも 1 人を専任の衛生管理者としなければならない。しかし、この「特定の業務」に「深夜業を含む業務」は含まれない（労働安全衛生規則第 7 条第 1 項第 5 号ロ、労働基準法施行規則第 18 条）。

- (2) 正しい。
(3) 正しい。
(4) 正しい。
(5) 正しい。

問題 2

正解：(3)

- (1) 定められている。
(2) 定められている。
(3) 定められていない。

少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し、衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること（労働安全衛生規則第 11 条第 1 項）。

- (4) 定められている。
(5) 定められている。

問題 3

正解：(4)

- (1) 正しい。
(2) 正しい。
(3) 正しい。
(4) 誤りである。

衛生委員会の委員として指名できる作業環境測定士は、当該事業場の労働者で作業環境測定を実施している者とされている。したがって、外部の作業環境測定機関の作業環境測定士は、衛生委員会の委員として指名することができない（労働安全衛生法第 18 条第 3 項）。